

令和元年9月13日

各位

中部互光株式会社
代表取締役 水野 一三

ご報告とお詫び

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、誠に遺憾ながら、弊社が管理業務を受託しておりますマンション管理組合様におきまして、弊社の元フロント社員による「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に違反する事実が発覚し、下記のとおり国土交通省中部地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分を受けましたので、ここにご報告いたしますとともに深くお詫び申し上げます。

本件に関して既に社内の監査室による再発防止策を実施しており、弊社監査室から書類による各種確認や電話連絡を通じて同様の事案が発生しないよう確認しております。

弊社は、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向けた社内ルールの整備や内部監査の強化等、業務の見直しを実施いたしました。今後も再発防止に向けた従業員教育とハード、ソフト両面からの見直しを継続し、信頼回復に向け全力で取り組む所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 処分年月日

令和元年9月13日

2. 処分の内容及び根拠となる法令の条項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条の規定による指示及び第82条による業務停止命令

3. 指示の内容

1. 今回、違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
- (2) 法及び関係法令等の遵守を社内徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。
- (3) 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- (4) 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

2. 前項各号について講じた措置（前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和元年10月15日までに文書をもって報告すること。また、令和2年3月16日までに当該措置の実施状況を報告すること。

4. 業務停止の範囲

次の(1)～(3)以外のマンション管理業に係るすべての業務

- (1) 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新
- (2) 業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務（イの規定により同一の条件で更新された管理受託契約に基づくものを含む）
- (3) 業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務

5. 業務停止期間

78日間（令和元年9月27日から同年12月13日まで）

6. 処分の理由

管理組合の保管口座の印鑑の保管、管理組合財産の毀損、重要事項説明・同説明会の未実施、法で定められた書面の未交付、管理事務報告書の事実と異なる記載があったため

【本件に関する問い合わせ】

中部互光株式会社 業務監査室

052-561-6313（受付時間 9:00～17:30 土日祝を除く）

以上